

■地区施設の配置及び規模

名称	幅員	延長・面積	名称	幅員	延長・面積
区画道路 13.5-1 号	13.5m	約 390m	公園 1 号	—	約 1,120 m ²
区画道路 12.5-1 号	12.5m	約 710m	広場 1 号	—	約 3,780 m ²
区画道路 9.5-1 号	9.5m	約 370m	緩衝緑地帯 1 号	15m	約 490m、約 7,380 m ²
区画道路 9.5-2 号	9.5m	約 200m	緩衝緑地帯 2 号	15m	約 230m、約 3,400 m ²
区画道路 6.0-1 号	6.0m	約 70m	緩衝緑地帯 3 号	15m	約 180m、約 2,730 m ²
区画道路 6.0-2 号	6.0m	約 60m	緩衝緑地帯 4 号	15m	約 140m、約 2,040 m ²
区画道路 6.0-3 号	6.0m	約 70m	緩衝緑地帯 5 号	15m	約 40m、約 640 m ²
区画道路 6.0-4 号	6.0m	約 40m	緩衝緑地帯 6 号	5m	約 80m、約 390 m ²
区画道路 6.0-5 号	6.0m	約 110m	緩衝緑地帯 7 号	5m	約 250m、約 1,230 m ²
区画道路 6.0-6 号	6.0m	約 30m	緩衝緑地帯 8 号	5m	約 180m、約 920 m ²

地区の区分	工業地区A		工業地区B	工業地区C
建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。			
	(1)集会場(冠婚葬祭施設含む。) (2)老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (3)神社、寺院、教会その他これらに類するもの (4)カラオケボックスその他これらに類するもの (5)畜舎 (6)自動車教習所 (7)建築基準法別表第2(る)項第1号及び第2号に掲げる建築物 (8)ガソリンスタンドを含む危険物の貯蔵又は処理施設(敷地内建築物の供給処理に伴う危険物の貯蔵庫を除く。) (9)墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条に規定する施設(附属施設を含む。) (10)桶川市ペット霊園の設置等に関する条例(平成19年条例第18号)第2条に規定するペット霊園 (11)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理の用に供する建築物 (12)金属の溶融又は精練(窯を使用するもの又は活字若しくは金属工芸品の製造を目的とするものを除く。)を営む工場 (13)瓦、れんが、土器、陶磁器、人造砥石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造を営む工場 (14)ガラスの製造又は砂吹を営む工場	(1)集会場(冠婚葬祭施設含む。) (2)老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (3)神社、寺院、教会その他これらに類するもの (4)カラオケボックスその他これらに類するもの (5)畜舎 (6)自動車教習所 (7)建築基準法別表第2(る)項第1号(1)～(21)、(23)～(31)及び第2項に掲げる建築物 (8)ガソリンスタンドを含む危険物の貯蔵又は処理施設(敷地内建築物の供給処理に伴う危険物の貯蔵庫を除く。) (9)墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条に規定する施設(附属施設を含む。) (10)桶川市ペット霊園の設置等に関する条例(平成19年条例第18号)第2条に規定するペット霊園 (11)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理の用に供する建築物 (12)金属の溶融又は精練(窯を使用するもの又は活字若しくは金属工芸品の製造を目的とするものを除く。)を営む工場 (13)瓦、れんが、土器、陶磁器、人造砥石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造を営む工場 (14)ガラスの製造又は砂吹を営む工場	(1)建築基準法別表第2(ほ)項に掲げる建築物 (2)ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの (3)自動車教習所 (4)畜舎	
建築物の敷地面積の最低限度	10,000㎡			100㎡
	ただし、建築物の敷地面積の最低限度未満の土地で、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1)土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定を受けた土地で、かつ所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの。 (2)市長が公益上やむを得ないと認めた建築物の敷地として使用するもの。			
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(地盤面下の部分を除く。)の位置については、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、管理上最小限必要な付帯施設はこの限りでない。 (1)道路(水路含む。)境界線及び隣地境界線までの水平距離は5.0m以上とする。 (2)土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定を受けた土地で、かつ、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもののうち、建築物の敷地面積の最低限度に満たない土地については、道路(水路含む。)境界線、隣地境界線までの水平距離は1.0m以上とする。			—
建築物等の高さの最高限度	38m		31m	10m
建築物等の形態又は色彩 その他の意匠の制限	1 建築物及び工作物の外観は、周囲の眺望・景観と調和するよう刺激的な色彩や装飾を避け、次に掲げるマンセル表色系に該当する色彩及び点滅する光源が形成する面積の合計(着色していない石、木、土、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観部分を除く。))は、各立面の面積の3分の1を超えない範囲とする。 (1)7.5Rから7.5Yまでの彩度6を超えるもの (2)7.5Yから7.5GYまで(ただし、7.5Yを含まない。)の彩度4を超えるもの (3)7.5GYから7.5RPまで(ただし、7.5GY及び7.5RPを含まない。)の彩度2を超えるもの (4)7.5RPから7.5Rまで(ただし、7.5Rを含まない。)の彩度4を超えるもの 2 戸外から望見される高架水槽などの工作物は、周囲の眺望・景観と調和するよう位置、大きさ、設置方法等に配慮したものとする。 3 表示又は提出することができる屋外広告物は、自己の用に供し、周辺の眺望・景観と調和するよう位置、大きさ、設置方法、色彩、装飾等に配慮したものとする。 なお、埼玉県屋外広告物条例第7条第1項に規定する広告物については、同条例第四条から第六条まで及び第十三条の三の規定は適用しない。			
建築物の緑化率の最低限度	20% ただし、建築物の敷地面積が1,000㎡以上の土地に限る。			
垣又はさくの構造の制限	道路に面する垣又はさくの構造は、次の各号の一に掲げるものとする。ただし、門柱、門扉又はこれらに類するもので安全上、保安上やむを得ないものについてはこの限りでない。 (1)生垣 (2)宅地地盤面から高さ60cm以下の基礎の上に透視可能なフェンス・さくを施したものでその高さの合計が宅地地盤面から2.0m以下のもの (3)宅地地盤面から高さ60cm以下の基礎の上に植栽を施したもの (4)(1)から(3)を組み合わせたもの			